

中部大学会計学研究会規約

制定 1986（昭和 61）年 4 月 1 日

（名称）

第 1 条 本団体は、「中部大学会計学研究会」と称する。

（目的）

第 2 条 本団体は簿記・会計学に関する知識の修得と関連する資格取得を目的とする。

（活動）

第 3 条 「中部大学クラブに関する規程」に則り、活動を行う。

第 4 条 第 2 条の目的を達成するために、次の活動を行う。

- (1) 簿記・会計学の知識修得に関する活動
- (2) 関連する各種資格試験の受験
- (3) その他、本団体の目的を達成するために必要な活動

（組織構成）

第 5 条 本団体は、中部大学の学生を構成員（以下「部員」という。）として組織する。

（役員）

第 6 条 本団体には、部長、副部長及び会計を置く。ただし、必要がある場合は、その他の役員を置くことができる。

2 役員の任期は、原則として 4 月 1 日より翌年 3 月 31 日までとする。

3 役員の職務は次のとおりとする。

部長 本団体の責任者であり、活動を総括し、部会を主催する。

副部長 部長を補佐し、部長不在時にはその責務を代行する。

会計 部費等の管理、出納帳簿の作成、会計報告を担当する。

（顧問）

第 7 条 会計学研究会に顧問を置く。顧問は中部大学の教職員をもって充て、学長が任命する。また、その任期は特に定めない。

（会計）

第 8 条 部員は活動のために、部費を納めるものとする。金額は別に定める。

第 9 条 会計年度は原則、4 月から翌年 3 月までとし、会計は年に一度、部員に会計報告を行い、承認を得るものとする。

（部会）

第 10 条 部会は部員で構成され、必要に応じて部長が招集する。

(入部及び退部)

第 11 条 入部希望者は、部長にその旨を伝え、規約や規則等の説明を受け、入部願を提出する。

第 12 条 退部を希望する部員は、部長にその旨を伝え、退部願を提出する。

第 13 条 第 8 条において、部長は退部を希望する部員に対して、速やかに手続きを行うものとする。また、役員である者は、必ず後任を選出し、その者に引き継ぎを行った後、退部を認める。

(規約の変更)

第 14 条 規約の変更は、役員の会議を経た後、部員の承認を得るものとする。

(罰則等)

第 15 条 部員が、以下の行為を行った場合は、その程度により、注意喚起し、又は退部を促すことがある。

- (1) 第 2 条の目的から外れた活動を行ったとき。
- (2) 役員が、職務を遂行しなかったとき。
- (3) 本団体の活動を著しく妨害したとき。
- (4) 学生が本学の定める諸規則に違反し、又は学生としての本分に反する行為があったとき。

附 則

本規約は、1986 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

本規約は、2025 年 4 月 1 日から施行する。